

トレーナー部会規程

第1条

医事委員会規程第7条第2項の規定に基づきトレーナー部会規程を設け、トレーナー部会の運営に必要な事項について定める。

第2条

トレーナー部会は理事会の議決に基づき、次の各号の処理にあたる。

- (1) ソフトボール競技の安全管理及び傷害予防に関する事項
- (2) 代表チームトレーナーの派遣に関する事項
- (3) ソフトボール関係者への医科学関連の情報提供と教育に関する事項
- (4) 日本スポーツ協会（JSPO）ATに関する事項
- (5) その他、トレーナー活動に関する事項

第3条

この部会に、次の部員を置く。

部 長	1名
副部長	1名
部 員	若干名

第4条

部長は医事委員長が指名し、会長が委嘱する。

- 2 副部長は、部長が指名した者を医事委員長が任命する。
- 3 部員は、部長が指名し、医事委員長が任命する。
- 4 部会は部長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、別に定める規程及び細則に関する事項にあたる。

第5条

部員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条

この規程の改廃は、医事委員会の承認を得た後、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成16年5月12日から施行する。

令和4年5月19日 全部改正